

## 「学外者の敷地内立ち入り禁止について（2017年10月2日）」について（追加質問）

【ご質問】（投稿日：2017年10月12日）

回答いただいた内容に関して、以下のように追加質問いたします。

- 1-1. 該当者へ直接通知を行われたか否かお聞かせください。
- 1-2. 当該学内掲示は敷地外から充分視認できるものであるかお聞かせください。
- 3-1. 然るべき過程について、当該通告を審議、承した会議・委員会名および責任者をお聞かせください。
- 3-2. 然るべき過程について、通告の検討を提案した部局若しくは委員会および責任者をお聞かせください。
4. 大学自治を放棄するという理解でよろしいでしょうか。

【回答】（回答日：2017年10月20日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

学生意見箱担当の理事・副学長として、以下のように回答いたします。

- 1-1. 直接郵送等による通知は行わず、学内掲示により通告を行いました。
- 1-2. 学内掲示板の掲示は敷地外からは視認できません。
- 3-1、3-2. 前回（2017年10月12日付）の回答のとおりです。今後、本件について再回答を求められても回答は同じです。
4. 適切に大学の自治を遂行しております。